

令和5年度

第1回

# 佐久市国民健康保険運営協議会

## 会議資料

日時 令和5年8月28日(月) 午後1時30分～

場所 佐久市役所 8階大会議室

佐久市国民健康保険運営協議会

佐 久 市

任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日

代表委員区分	役職	氏名	ふりがな	性別	職業又は団体等	
公益を代表する委員 (6名)	○	大工原 誠一	だいくはら せいいち	男	佐久市シニアクラブ連合会 副会長	新任
		池田 ひのき	いけだ ひのき	女	佐久市保健補導員会 副会長	新任
		池田 鐘三	いけだ しょうぞう	男	佐久市民生児童委員協議会 副会長	新任
		山浦 俊彦	やまうら としひこ	男	佐久市区長会 理事	新任
		井出 やよい	いで やよい	女	佐久浅間農業協同組合 理事	新任
		中澤 繁夫	なかざわ しげお	男	佐久商工会議所 常議員	再任
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員 (6名)		雨宮 雷太	あめみや らいた	男	医師(佐久医師会 会長)	再任
		菅原 敏明	すがわら としあき	男	医師(佐久医師会 副会長)	再任
		黒澤 一也	くろさわ かずや	男	医師(佐久医師会 総務理事)	新任
		高見澤 秀一	たかみざわ しゅういち	男	歯科医師(佐久歯科医師会 元顧問)	再任
		高見澤 一伸	たかみざわ かずのぶ	男	歯科医師(佐久歯科医師会 顧問)	再任
		今牧 健之	いままき けんじ	男	薬剤師(佐久薬剤師会 会長)	再任
被保険者を 代表する委員 (6名)		大井 吉子	おおい よしこ	女	佐久市生活改善グループ連絡協議会 会長	新任
		小林 美枝子	こばやし みえこ	女	佐久市食生活改善推進協議会 会員	再任
		依田 ますみ	よだ ますみ	女	パートナーシップ佐久 会員	新任
		牧野 和枝	まきの かずえ	女	男女共生ネットワーク 会員	新任
		磯村 二葉	いそむら ふたば	女	公募委員	新任
		渡邊 喜枝	わたなべ よしえ	女	公募委員 (パートナーシップ佐久 会員)	新任
被用者保険等 の保険者を 代表する委員 (2名)		川辰 茂弘	かわたつ しげひろ	男	ミネベアミツミ健康保険組合 常務理事	再任
		古田 博信	ふるた ひろのぶ	男	全国健康保険協会長野支部 企画総務部長	再任

(敬称略)

◎-会長 ○-会長職務代行者

国民健康保険法施行令第5条により、会長は公益代表から選出

※職業又は役職等欄は、委員就任時の職業、役職等を記載

## ○佐久市国民健康保険運営協議会規則

平成17年4月1日規則第98号

## 改正

平成19年3月23日規則第13号

平成22年3月29日規則第5号

## 佐久市国民健康保険運営協議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、佐久市国民健康保険条例（平成17年佐久市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、佐久市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (任務の規定)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項について審議答申する。

(1) 市長から協議会に諮問の事項

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める重要事項

## (会長及び職務代行者)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、協議会で定めた委員がその職務を代行する。

## (会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会を招集するときは、市長に通知しなければならない。

3 会議に出席することができない委員は、開会前までに会長に届け出なければならない。

## (会議)

第5条 協議会は、定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

## (議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 会長は、会議の議長として、議事を総理する。

## (関係者の出席)

第8条 協議会において、特に必要と認めるときは、市長その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

## (会議結果の答申等)

第9条 会長は、会議録を作成し、会議の結果とともに市長に答申し、又は報告しなければならない。

## (辞職)

第10条 委員が辞職しようとするときは、書面にその旨を具し、会長を経て市長に提出しなければならない。

## (庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民健康部国保医療課において処理する。

## (補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

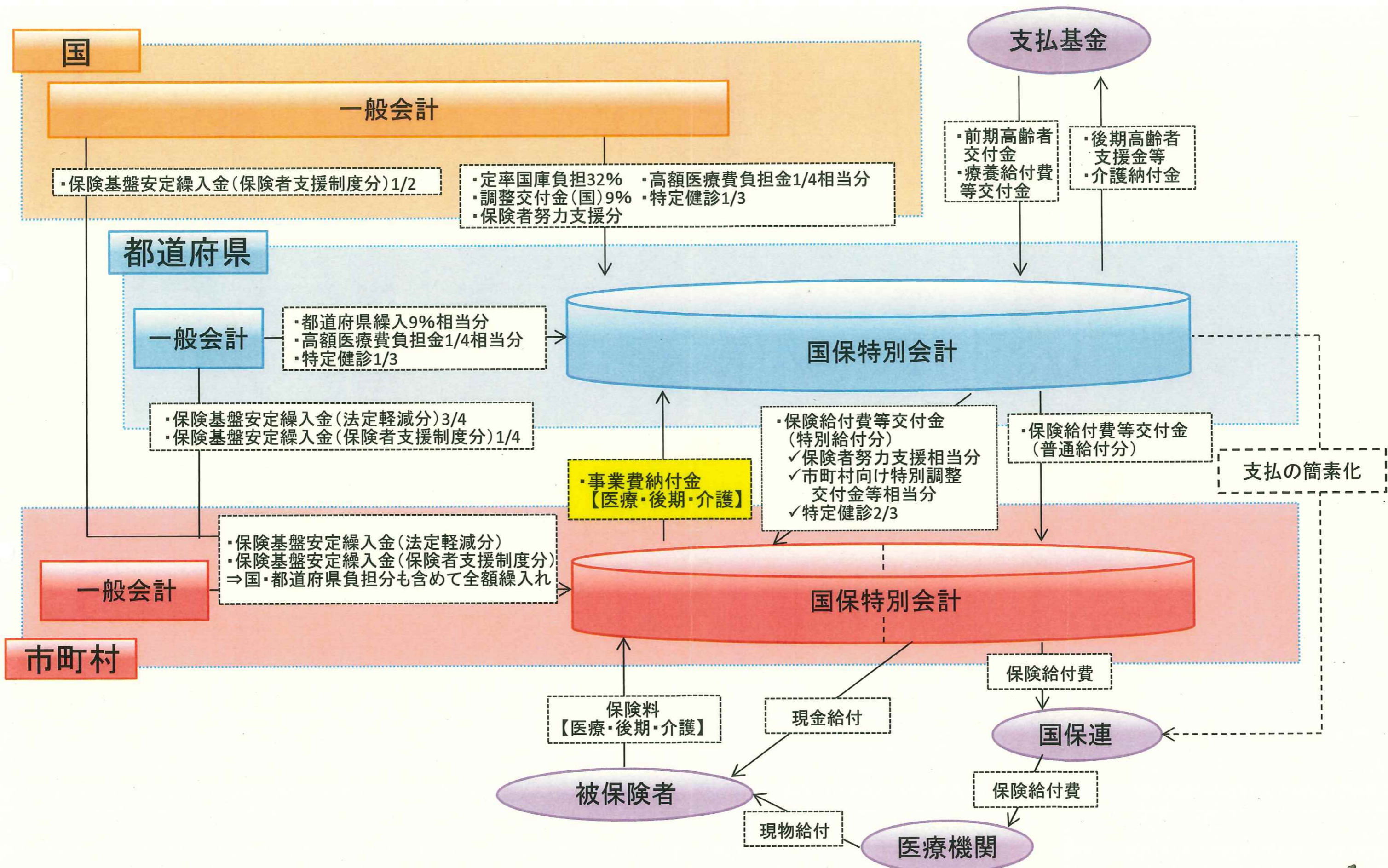
附 則（平成19年3月23日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第5号）

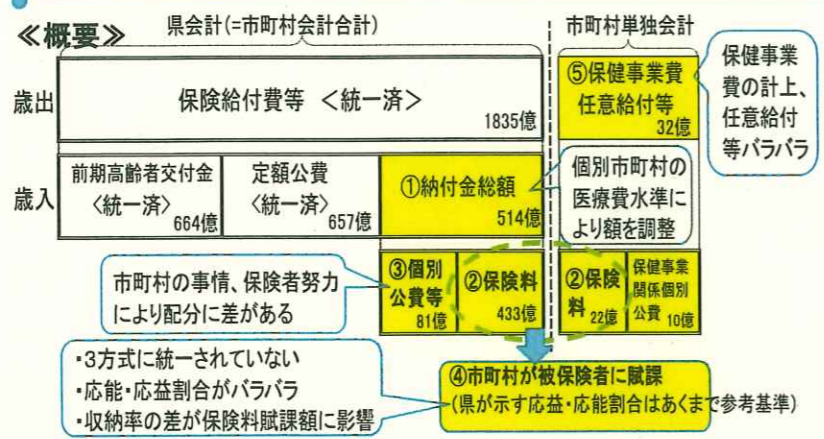
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

# 国保財政の基本的な枠組みについて



# 長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針

## 現況 R3~R9の改革案 目指す姿



格差の状況 (円は一人当たり) 市町村の主な意見

項目	全県	二次医療圏	県平均
①医療費水準(※1)	最高 1,2327 (平谷村)	0,9963 (松本)	0,9413
	最低 0,6613 (王滝村)	0,8728 (南信州)	
調定額(※2)	最高 119,638円 (小布施町)	103,075円 (北信)	94,575円
	最低 40,198円 (大鹿村)	83,872円 (北アルプス)	
総所得(※2)	最高 1,034,058円 (川上村)	651,377円 (佐久)	595,839円
	最低 392,051円 (小川村)	523,147円 (北アルプス)	
②保険料(医療分)(※3)	所得割率 最高 9.1% (松本市)		6.31% (単純)
	最低 2.7% (根羽村)		
	資産割率 最高 50.0% (麻績村)		21.52% (単純)
	最低 0.0% (31市町村)		
均等割額	最高 27,000円 (御代田町)		19,509円 (単純)
	最低 8,000円 (大鹿村)		
平等割額	最高 27,000円 (御代田町)		19,889円 (単純)
	最低 7,400円 (売木村)		
③個別公費(※1)	最高 21,671円 (売木村)	7,068円 (上伊那)	5,280円
	最低 2,611円 (青木村)	4,414円 (長野)	
④収納率(※4)	最高 100% (下條村、泰阜村、大鹿村)	98.34% (南信州)	95.1%
	最低 92.66% (長野市)	94.0% (長野)	
⑤保健事業任意給付(※5)	最高 76,274円 (泰阜村)	8,664円 (木曾)	5,352円
	最低 1,866円 (売木村)	4,092円 (南信州)	

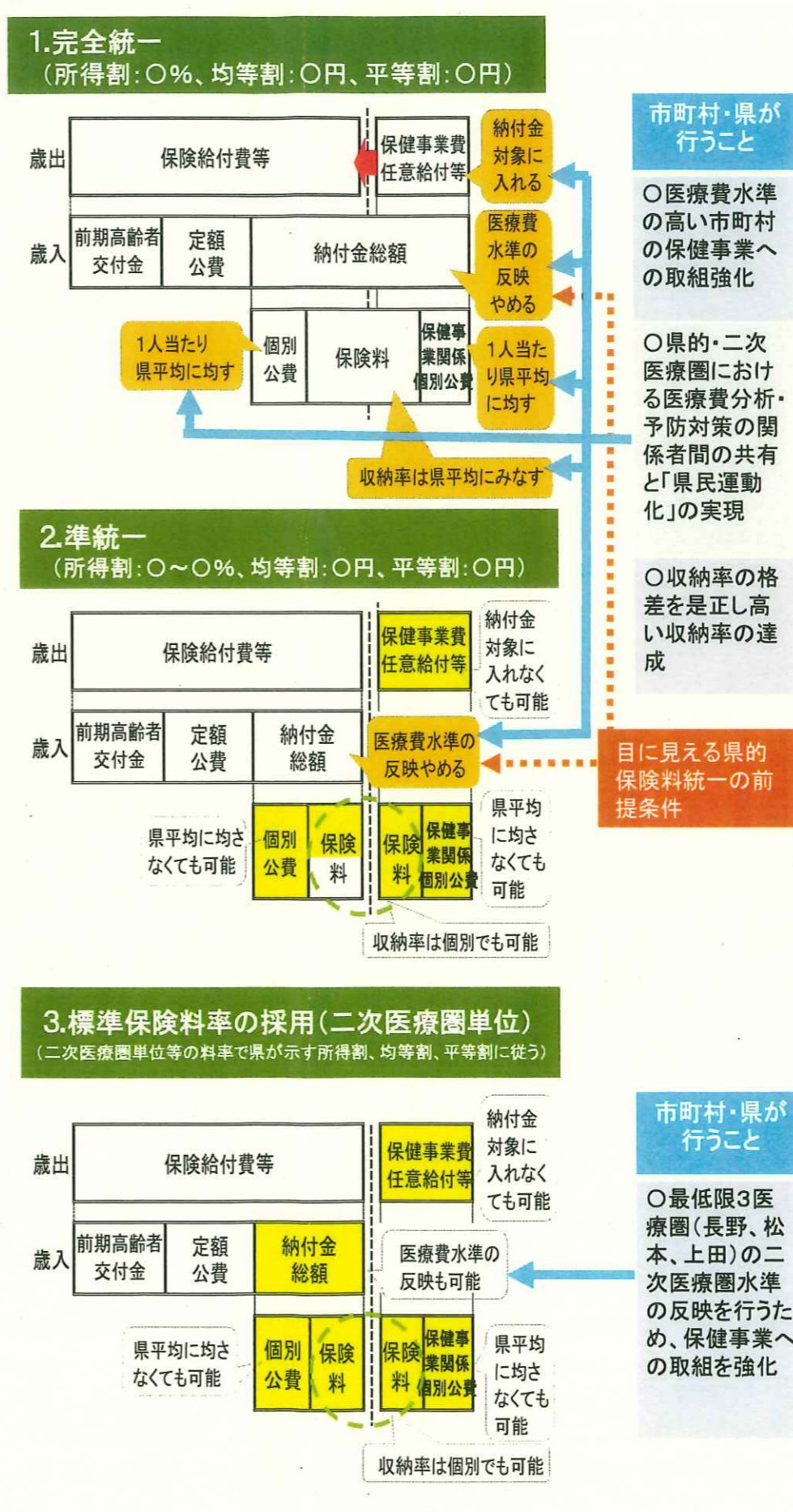
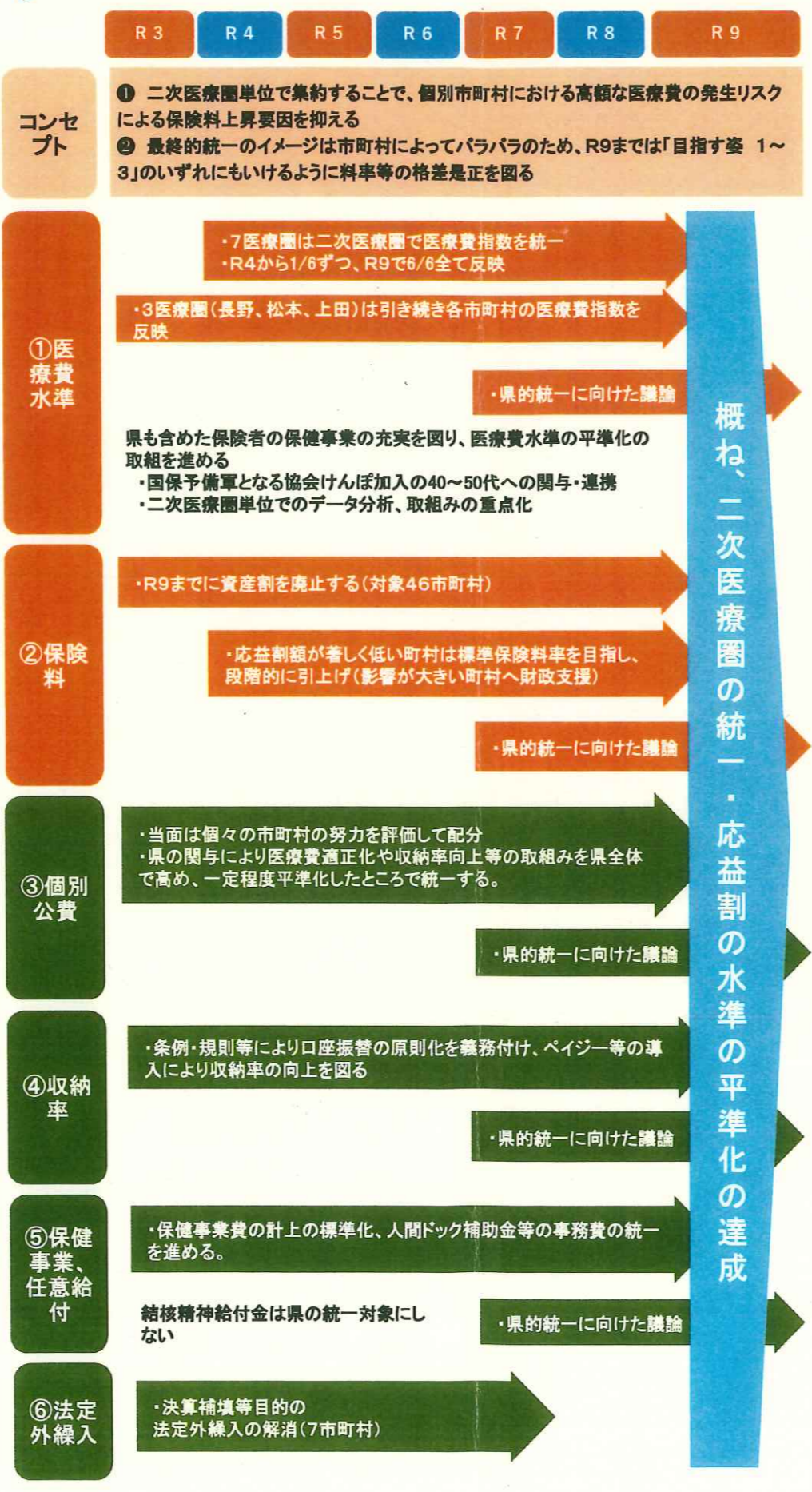
①医療費水準  
・医療費水準が県平均より低い圏域では、ひとまず二次医療圏で統一が必要  
・二次医療圏内の医療費水準の格差は正のため、県の関与を高めることが必要  
・人工透析患者等が複数発生すると、小規模な町村では医療費が急激に上がり大変

②保険料  
・急激に保険料(税率)が上がらないように、時間をかけて資産割は不公平であり廃止すべき  
・資産割はR9までであれば廃止可能

③個別公費  
・保険者努力支援等の努力に対するインセンティブは引き続き残すべき

④収納率  
・収納率は100%~92%と市町村間で差が大きく、県平均の収納率にすることは、収納率の高い市町村の被保険者の理解が得られない

⑤保健事業等  
・市町村独自の保健事業は上手く残して欲しい  
・人間ドック補助金などは統一して欲しい



※1)R2納付金算定データ ※2)H30国保実態調査  
※3)R2年度 ※4)H30年度現年分 ※5)H30年度

# 令和4年度 佐久市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算等の概要

## 1 歳入歳出決算額の状況 (単位:千円、%)

	令和4年度 当初予算	令和4年度 決算	令和3年度 決算	対前年度比較	
歳入合計	9,708,411	9,994,772	11,219,396	△ 1,224,624	△ 10.9
歳出合計	9,708,411	9,871,609	11,101,220	△ 1,229,611	△ 11.1
差引	0	123,163	118,176	4,987	4.2
実質収支(※1)	—	113,796	242,730	△ 128,934	△ 53.1

※1実質収支:歳入合計から、基金繰入金、繰越金、財産収入(基金積立充当分のみ)、その他(基準外)繰入金(福祉医療現物給付化による減額調整分を除く)を除き、歳出合計から基金積立金、一般会計返還金を除いたうえで、歳入歳出の差引をしたもの。

## 2 歳入決算額の状況 (単位:千円、%)

科目	令和4年度 当初予算		令和4年度 決算		令和3年度 決算		対前年度比較	
	A	構成比	B	構成比	C	構成比	B-C	増減率
(1)国民健康保険税	1,887,702	19.5	1,892,711	18.9	1,970,060	17.6	△ 77,349	△ 3.9
(2)使用料及び手数料	1,000	0.0	1,045	0.0	1,045	0.0	0	0.0
(3)国庫支出金	1	0.0	980	0.0	3,043	0.0	△ 2,063	△ 67.8
(4)県支出金	7,077,734	72.9	7,166,187	71.7	7,075,987	63.1	90,200	1.3
(5)繰入金	720,531	7.4	743,203	7.4	1,738,260	15.5	△ 995,057	△ 57.2
(6)財産収入(基金積立金利子)	1	0.0	563	0.0	964	0.0	△ 401	△ 41.6
(7)繰越金	1	0.0	118,176	1.2	372,696	3.3	△ 254,520	△ 68.3
(8)延滞金	8,001	0.1	15,383	0.2	15,993	0.1	△ 610	△ 3.8
(9)その他の収入	13,440	0.1	56,524	0.6	41,348	0.4	15,176	36.7
歳入合計	9,708,411	100.0	9,994,772	100.0	11,219,396	100.0	△ 1,224,624	△ 10.9

### 【歳入の概要】

- 国民健康保険税(7,734万9千円の減 3.9%減)  
被保険者数の減による(628人の減 3.0%の減)  
・収納率 全体85.98%(前年比0.53%減) 現年分94.91%(前年比0.01%減)  
一人当たり 調定額 95,425円(507円減) 収入額 90,570円(485円減)(ともに現年分のみ)  
・コロナ減免 12件 減免額 2,214,900円(前年度比62.8%減)
- 国庫支出金  
東日本大震災の国保税減免の財政支援分、マイナンバーカードの保険証利用申込支援に係る財政支援分
- 県支出金(9,020万円の増 1.3%)  
主に普通交付金の増による  
・普通交付金:歳出の保険給付費(出産育児一時金等の任意給付等、一部を除く)県から全額交付される。  
・特別交付金:市町村の財政状況やその他の事情に応じ交付される。
- 繰入金  
一般会計からの繰入金(繰出基準に基づく繰入分及び福祉医療費助成減額分240万8千円)
- 繰越金(前年度繰越金)
- その他の収入  
貸付金元金収入、第三者行為損害賠償金、不当利得返納金、保険給付費等交付金返還金、雑収入

## 3 歳出決算額の状況 (単位:千円、%)

科目	令和4年度 当初予算		令和4年度 決算		令和3年度 決算		対前年度比較	
	A	構成比	B	構成比	C	構成比	B-C	増減率
(1)総務費	106,235	1.1	107,870	1.1	100,464	0.9	7,406	7.4
(2)保険給付費	7,025,578	72.4	7,108,446	72.0	6,997,108	63.0	111,338	1.6
(3)国民健康保険事業納付金	2,410,956	24.8	2,349,109	23.8	2,294,585	20.8	54,524	2.4
(4)保健事業費	149,840	1.6	117,598	1.2	115,015	1.0	2,583	2.2
(5)基金積立金	1	0.0	109,372	1.1	498,214	4.5	△ 388,842	△ 78.0
(6)償還金(返還金・還付金)	12,801	0.1	78,387	0.8	1,093,087	9.8	△ 1,014,700	△ 92.8
(7)その他の支出	3,000	0.0	827	0.0	2,747	0.0	△ 1,920	△ 69.9
歳出合計	9,708,411	100.0	9,871,609	100.0	11,101,220	100.0	△ 1,229,611	△ 11.1

### 【歳出の概要】

- 保険給付費(1億1,133万8千円の増 1.6%増) コロナ禍による受診控えの反動による増  
療養給付費・高額療養費等、被保険者が疾病及び負傷した際に受ける保険給付  
・傷病手当金 46件 支給額 1,249,653円 (R3年度 2件 83,970円)
- 国民健康保険事業納付金(5,452万4千円の増 2.4%増)  
保険給付に要する費用として、医療費や所得水準等を基に県が決定、市町村から県へ納付。
- 保健事業費  
保険者(市町村)が被保険者の健康増進等のために行う事業(保健教育、健康相談、健康調査等)
- 基金積立金  
前年度からの繰越金及び当該年度会計における余剰金等の積立分
- 償還金  
・保険給付費等交付金特別交付金(国特別調整交付金等)の精算により、県に返還(1,091万7千円)  
・保険給付費等交付金普通交付金の精算により、県に返還(5,601万8千円)  
・国保税還付金(1,137万7千円)
- その他の支出  
直診診療施設(浅間総合病院)が実施した施設整備及び健康管理事業に対して支出

## 4 令和5年度国保税率改定による減税額

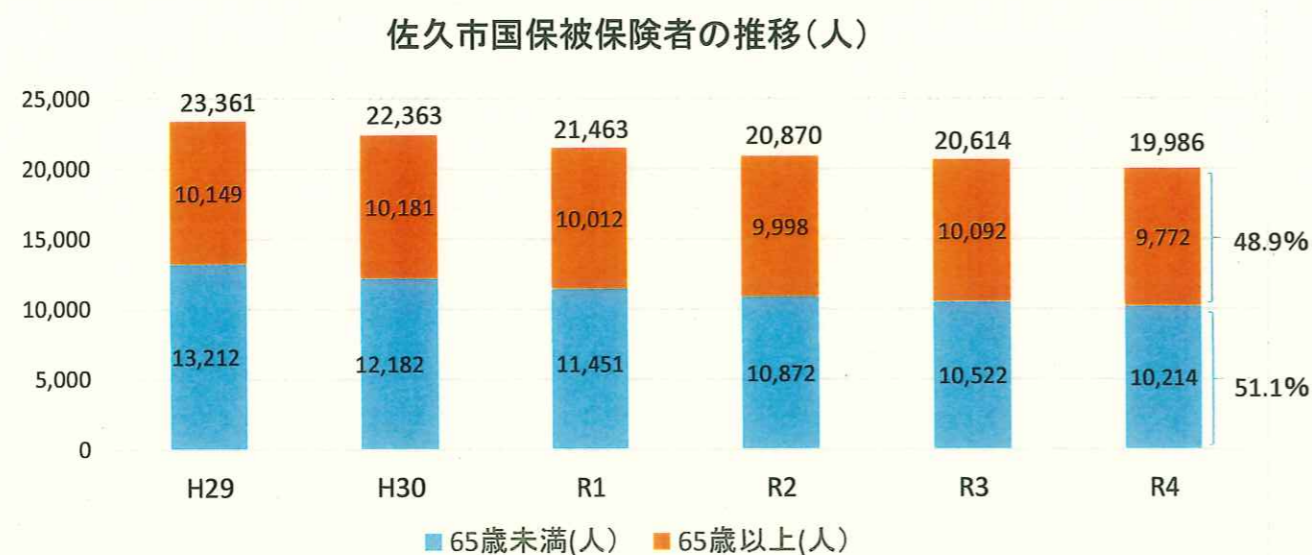
令和4年度	医療分	介護分	支援金分	税率の引下げ	令和5年度	医療分	介護分	支援金分
所得割額	7.30%	2.75%	2.75%		→	所得割額	7.30%	2.75%
資産割額	8.0%	3.0%	2.90%	資産割額		—	—	—
均等割額	20,800円	9,000円	7,300円	均等割額		20,800円	9,000円	7,300円
平等割額	24,400円	7,300円	8,700円	平等割額		24,400円	7,300円	8,700円
課税限度額	65万円	17万円	20万円	課税限度額		65万円	17万円	22万円

7月31日現在 調定額 (現年課税分)	令和4年度	1,906,142,700円
	令和5年度	1,841,415,500円
	減税額	64,727,200円

【参考】  
○答申時の減税試算額  
62,331,000円

# 佐久市国民健康保険の状況

## 1 被保険者数の推移

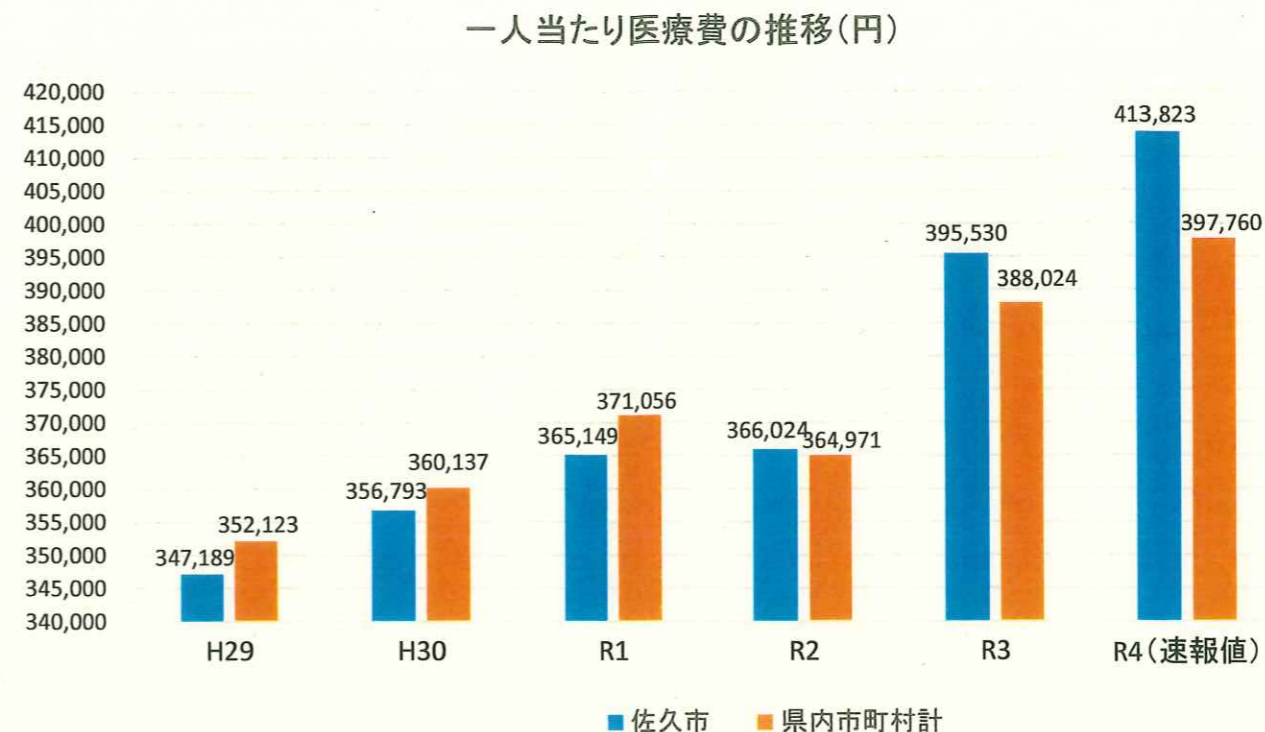


## 2 医療費の推移



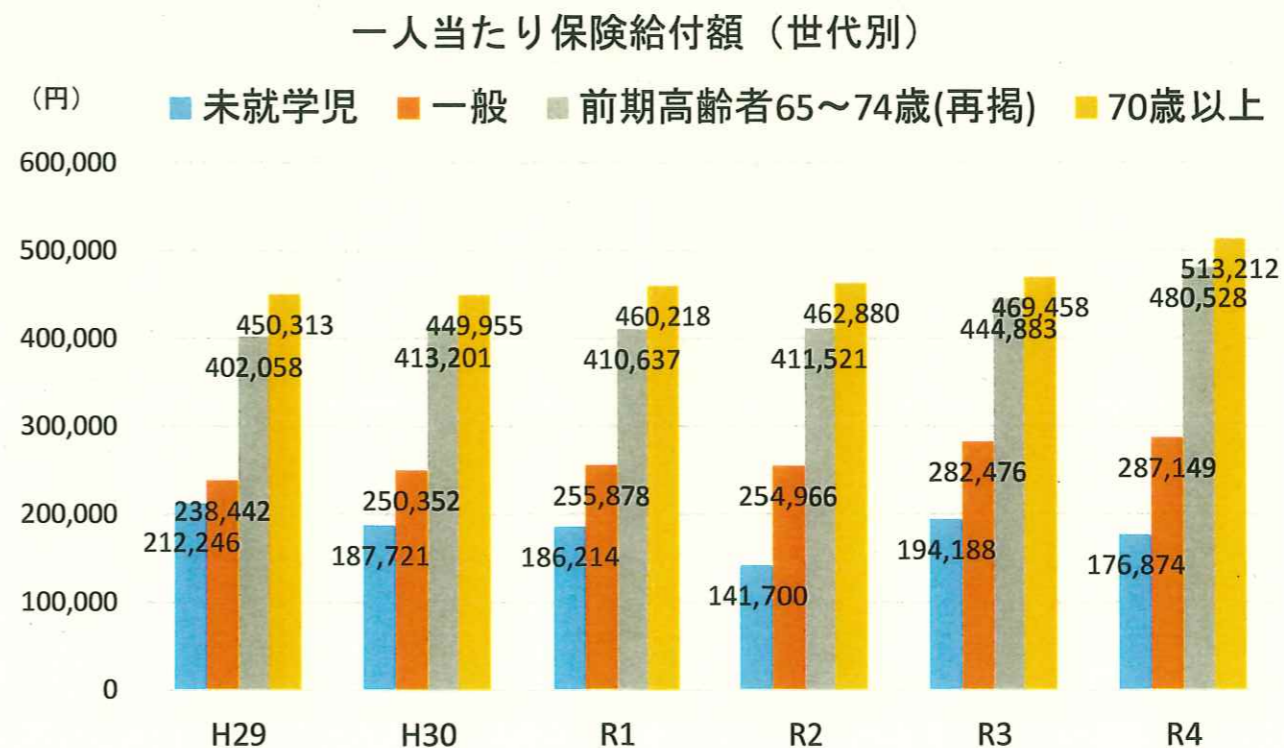
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)」より

## 3 一人当たり医療費の推移



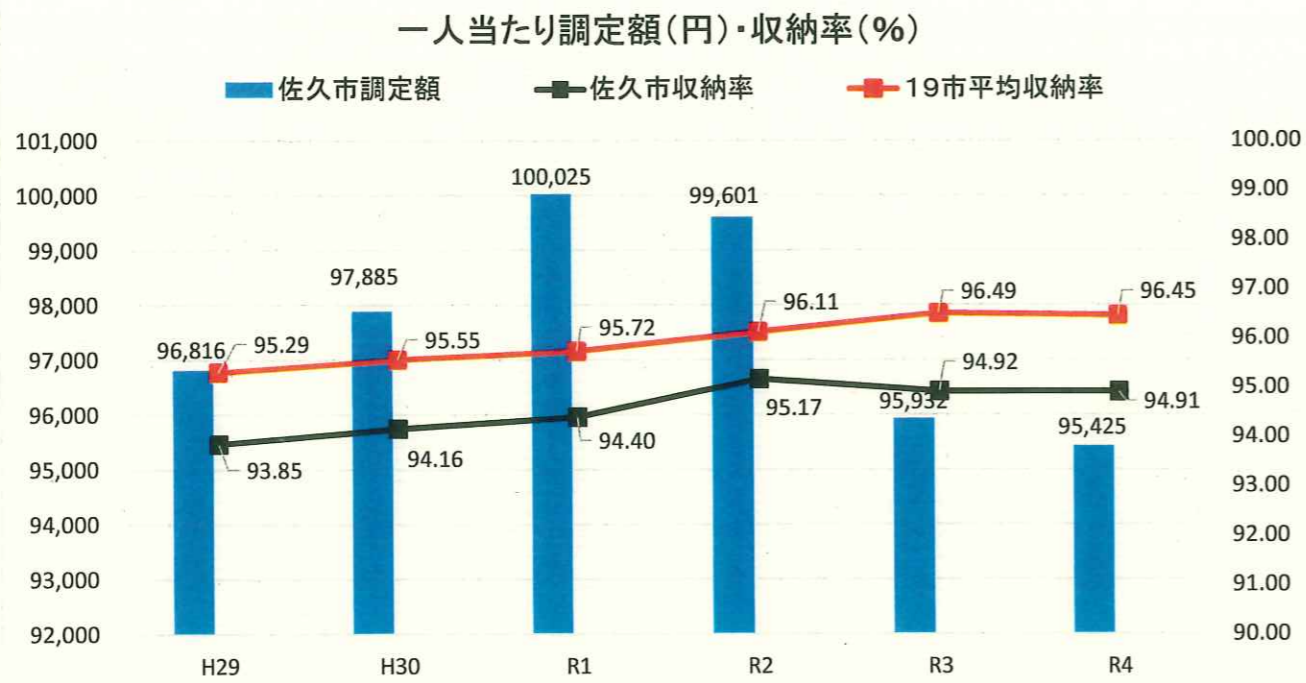
※長野県国民健康保険団体連合会公表値

## 4 一人当たり保険給付額の推移



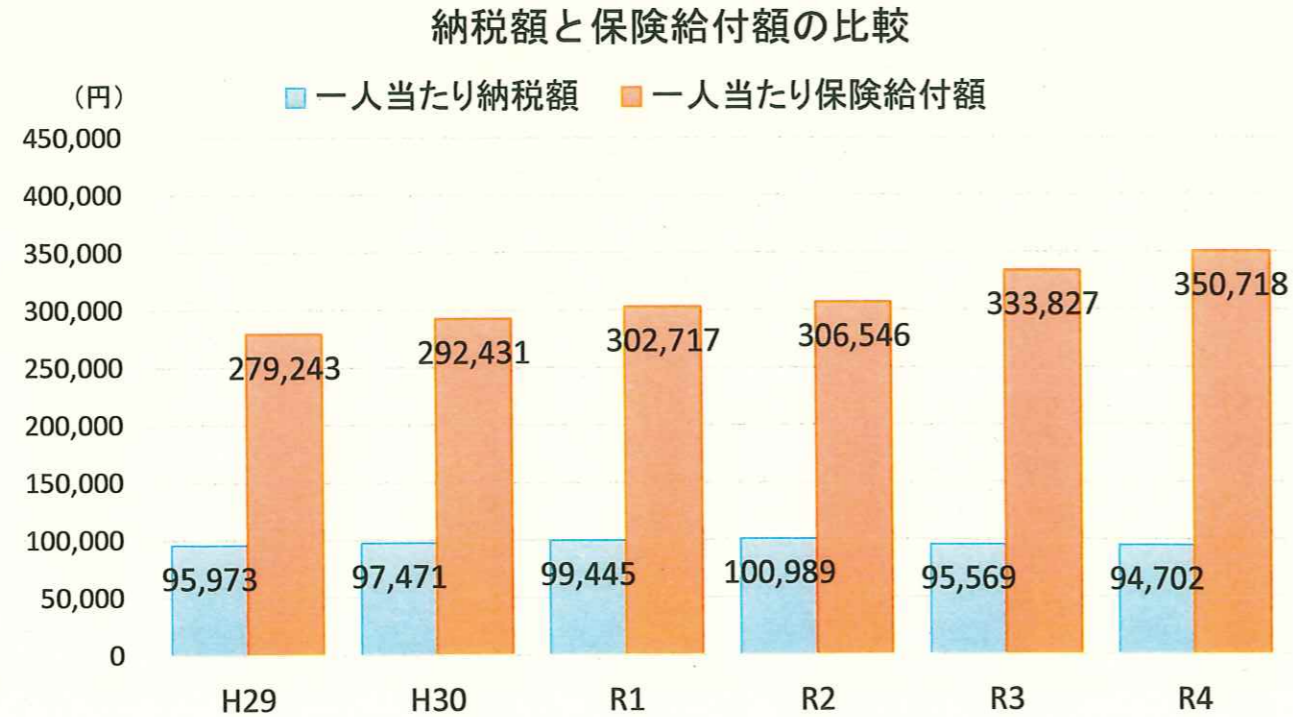
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)、高額療養費の状況」より

## 5 国民健康保険税の推移



※ 調定額及び収納率は、一般・退職の現年度分のみ

## 6 納付額と保険給付額の比較



※納税額は過年度分含む

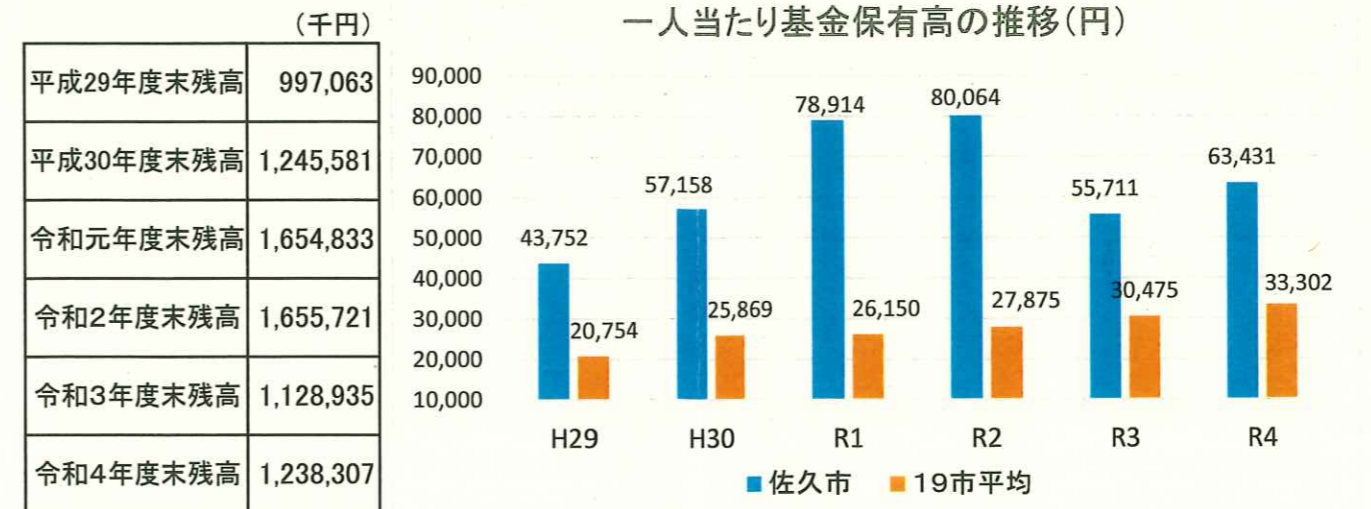
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)、高額療養費の状況」より

## 7 佐久市国保事業費納付金の推移



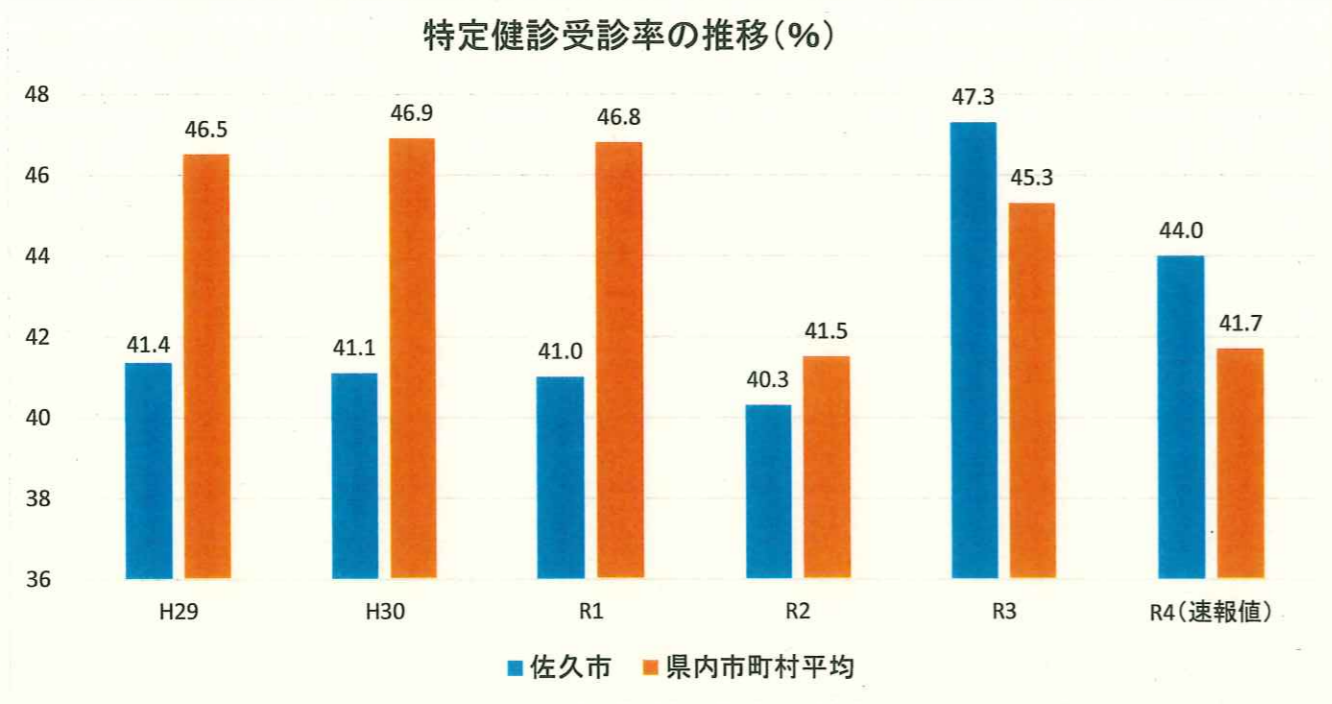
※退職分を除く、一般被保険者分のみ

## 8 国民健康保険事業基金の保有状況

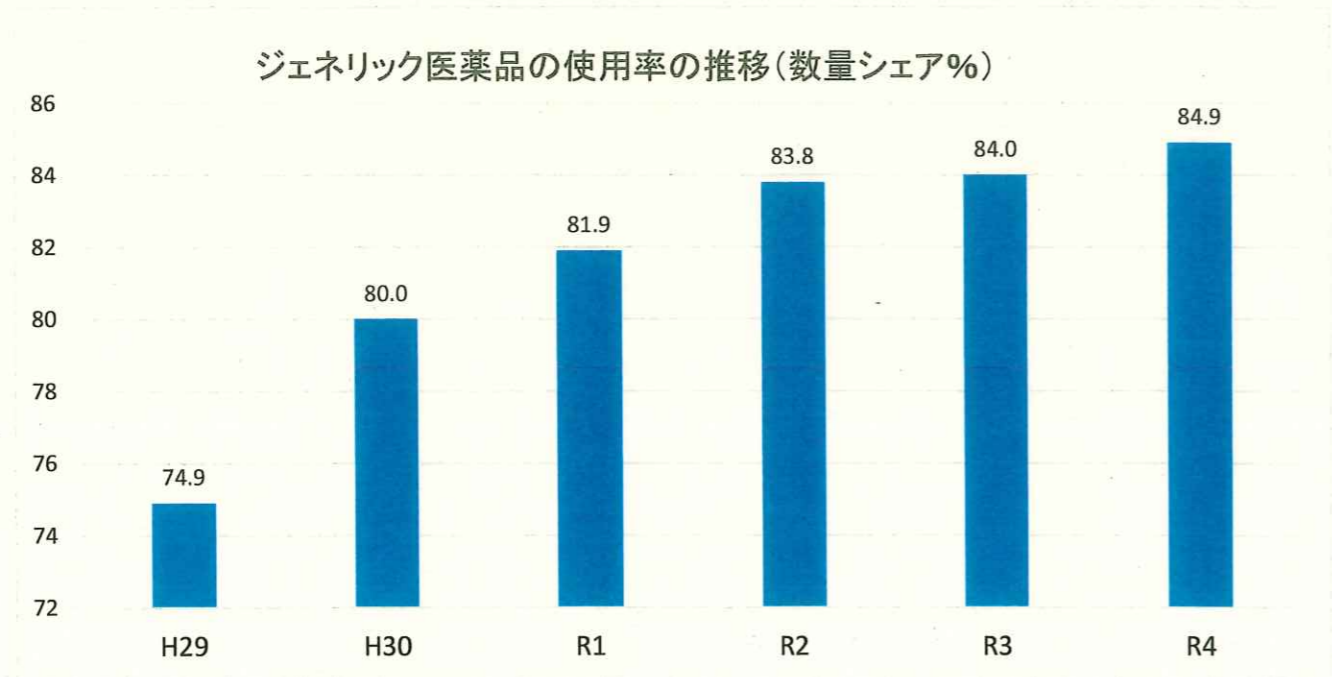




## 9 特定健診受診率の推移



## 10 ジェネリック医薬品の使用率の推移



目的

**健やかで心豊かに暮らせるまち 佐久** 人口減少・少子高齢化社会においても、市民一人ひとりが「暮らしやすい」「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちとなるよう、生活の質を高め、健康格差を縮小し、健康寿命の延伸を図る。

市の現状と健康課題 骨子案P27～28

<p><b>生活習慣病罹患者の増加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「腎不全」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」の医療費が高額となっている。</li> <li>■メタボリックシンドローム該当者及び予備群も増加傾向にある。</li> </ul>	<p><b>生活習慣病の重症化リスクの高まり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「悪性新生物（がん）」、「心臓病」、「脳血管疾患」などの生活習慣病による死亡が大きな割合を占めている。</li> <li>■人工透析者のうち、過半数を超える患者が2型糖尿病を起因としている。</li> </ul>	<p><b>個別疾病（がん、歯科）の増加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■本市の死因第1位は「悪性新生物（がん）」となっている。</li> <li>■歯と口腔の健康が生活習慣病に及ぼす影響は大きいとされている。</li> </ul>	<p><b>薬剤などの医療費の増加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■医療の高度化や高齢化の進行などにより、被保険者1人あたりの医療費は増加傾向にある。</li> </ul>	<p><b>フレイル・要介護高齢者の増加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■介護保険認定率は、県、同規模市町村と比較し低い傾向にあるが、認定者の有病状況は、「心臓病」、「筋・骨格」、「高血圧症」の割合が高い。</li> </ul>
---	---	--	--	--

達成すべき目標 骨子案P28～29

<p><b>メタボリックシンドロームの予防</b></p> <p>運動、食生活などの生活習慣を見直し、生活習慣病の予防、発症を未然に防ぐ。</p>	<p><b>生活習慣病の重症化予防</b></p> <p>適切な医療受診や、健康管理に向けた保健指導を行い、疾病を発症させない、また、重症化させない</p>	<p><b>個別疾病の予防</b></p> <p>がんの予防に関する知識の普及啓発や、がん検診の受診率向上に加え、歯と口腔の健康増進を図る。</p>	<p><b>適正受診・ポリファーマシーの防止の推進</b></p> <p>後発医薬品の使用や医薬品の適正使用の促進をより一層図る。</p>	<p><b>フレイル・要介護の予防推進</b></p> <p>循環器系疾患の予防や運動器の機能向上などの健康づくりに取り組めるような環境整備を進める。</p>
---	--	--	---	---

目標達成のために実施する保健事業 骨子案P30～31

<p>●メタボリックシンドロームの予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■.....</li> <li>■.....</li> <li>■.....</li> <li>■.....</li> </ul>	<p>●生活習慣病の重症化予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■.....</li> </ul>	<p>●個別疾病の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■.....</li> <li>■.....</li> </ul>	<p>●適正受診・ポリファーマシーの防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■.....</li> </ul>	<p>●フレイル・要介護の予防推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■.....</li> </ul>
--	--	--	--	--

事業検討中

計画の推進

■本データヘルス計画の遂行に当たっては、既に実施している保健事業や介護予防事業と共通認識を持ち、佐久医師会、佐久歯科医師会、佐久薬剤師会をはじめ関係機関と情報共有を図り、役割分担と連携強化による効率的な事業展開を目指す。

■令和8年度には、進捗確認のための中間評価を行うとともに、最終年度である令和11年度においては、次期計画の策定を円滑に行うための準備も考慮に入れ最終評価を実施。

●データヘルス計画公表までのスケジュール

	佐久市	国保運営協議会
8月		第1回協議会 (8/28) ●諮問、骨子案・評価報告書説明
9月	●骨子案のパブリックコメント実施	
10月	●素案完成	
11月	●庁内意見照会 ●議会全員協議会 ●素案のパブリックコメント実施	第2回協議会 (書面開催) ●運協意見照会、意見不切
12月		
1月		第3回協議会 (1月上旬予定) ●素案説明、答申
2月		
3月	●計画公表	